

「鳥取県いじめ問題検証委員会」設置・運営フロー

保護者
(児童・生徒含む)

学校設置主体
(地教委等)

検証の申立

検証の申立

鳥取県いじめ問題検証委員会事務局
(人権局)

申立を受け、又は必要と認めるとき

- ・知事はその都度委員会を設置
- ・委員任命(5名以内)

【委員会による検証の基本的考え方】

- ・重大な事故(いじめが原因と考えられる事故で、児童・生徒の死亡、又は心身への重大な障がいを伴うものをいう。)の原因に係る検証等に関すること

鳥取県いじめ問題検証委員会設置

検証活動実施

- ・委員会は別途配置する検証補助スタッフ(3～5名程度)とともに、検証活動を実施。
- ・検証実施の際、必要となるヒアリングや資料・データの提出について、委員会は学校現場・設置主体に求める。

検証活動終了

検証結果報告

検証結果報告
改善意見

知事

保護者

学校設置主体